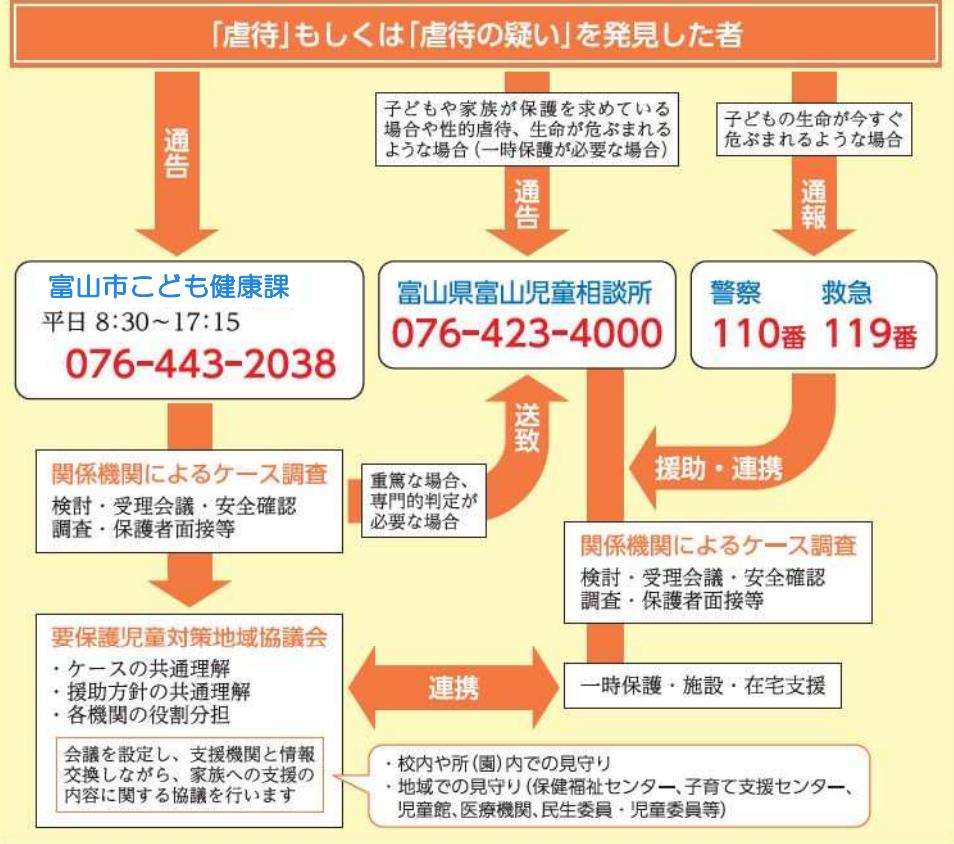


〈対応フロー図〉



! 虐待対応において緊急性が高いもの

子どもの様子

- 生命の危険があるようなケガ
(頭や顔のケガ、腹のケガ、窒息の危険)
骨折、打撲傷、裂傷、火傷、出血等
- 自殺未遂
自殺を企てる、ほのめかす
- 脱水症状や栄養不足のための衰弱
低身長・低体重（-2SD以下等）
- 性的な被害
性交、性器や性交を見せる、体に触る、体を触らせるなど
- 子どもが保護を求めている
家に帰りたがらない差し迫った状況がある

保護者の様子

- 生命の危険があるような加害行為
蹴る、殴る、乳児を強くゆする、投げる、逆さまに吊る、踏みつける、首を絞める、溺れさせるなど
- 治療が必要だが、未受診
乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷等
- 親子心中の計画
心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え

富山市児童虐待防止マニュアル

(ダイジェスト版)



●児童虐待を受けていると思われる児童を発見した場合には通告の義務があります。(児童福祉法・児童虐待防止法)

●通告によって、守秘義務違反に問われることはありません。(児童虐待防止法、個人情報保護法)

児童虐待を通告することに対する戸惑い

- ・虐待かどうか判断できず、相談や通告をして良いかどうか。
- ・間違っていたら迷惑をかけるのではないか。
- ・通告の結果、大変なことになってしまうのではないか。

児童虐待は、家庭の中で行われることがほとんどで、発見することが難しく、ちょっとしたサインを見逃さずにキャッチすることが大切です。

判断する必要はありません。虐待かどうか疑問に思ったときは、ありのままを通告先に伝えてください。

調査の結果、間違っていても、刑事上も民事上も責任を問われることはありません。

相談・通告は虐待を受けている子どもとその家族を援助するための第一歩となります。

! 児童虐待を発見、疑った場合は、まず、相談・通告を!!

【相談・通告先】

- 富山市こども健康課 児童相談係 076-443-2038
(平日 8:30~17:15)
- 富山県富山児童相談所 076-423-4000

*子どもや家族が保護を求めている場合や性的虐待、生命が危ぶまれるような場合には、すみやかに富山県富山児童相談所へ通告してください。

*子どもの生命が今すぐ危ぶまれるような場合は、警察（110番）や救急（119番）への通報を優先してください。

通告を判断する際に参考となる観察ポイント

I 虐待の対応が必要となるもの

II 虐待が疑われるもの

III 虐待という視点で気をつけるもの

の3つに分類して、子どもや保護者の注意すべき項目をあげています。



	状況	内容
I 虐待の対応が必要となるもの	生命の危険があるようなケガ (頭や顔のケガ、腹のケガなど)	骨折、打撲傷、裂傷、火傷、出血など
	窒息の危険	首を絞める、水につける、布団蒸しにする、鼻と口を塞ぐなど
	自殺未遂	自殺を企てる、ほのめかす
	脱水症状や栄養不足のための衰弱	低身長・低体重(−2SD以下 ^{※1})など
	性的な被害	性交、性器や性交を見せる、体に触る、体を触らせる
	子どもの姿が未確認	長期の欠席、家庭訪問時に確認できないなど
	繰り返される不自然なケガ	骨折、打撲傷、裂傷、火傷、出血など
	成長障害、発達障害、精神症状	医療的なケアが必要な状況があるが改善がない
	生命の危険があるような加害行為	蹴る、殴る、乳幼児を強くゆする(SBS ^{※2})、投げる 逆さま吊す、踏みつける、首を絞める、溺れさせるなど
	治療が必要だが、未受診	乳幼児の感染症や下痢、重度の慢性疾患、外傷など
保護者の様子	親子心中の計画	心中を考えている、殺してしまいそうなどの訴え
	子どもを放置	子どもを長時間にわたって家や車内に置き去りにする
	子どもを監禁	拘束する、閉じ込める
	子どものケガの不自然な説明	子どもが登校したがるにもかかわらず禁止する
	生活が維持できないほどの困窮	一貫しない説明、症状との明らかな食い違い 食費がない、水道が止まっているなど
	DV (配偶者からの暴力)	保護者が罵声を浴びせられたり暴力を受けているところを見ている

※1 −2SD：標準成長曲線において、身長や体重が標準を極端に下回る出現率の低い値(SD：標準偏差)であり、成長を表す目安となる。

※2 SBS(Shaken Baby Syndrome)：「乳幼児揺さぶられ症候群」などとも呼ばれ、乳幼児が体を激しく揺さぶられることにより頭蓋内出血と脳の腫脹、眼底出血、その他の外傷をもたらす。

乳幼児の場合は、自ら危険を回避できないため、危険度や緊急性が高まります。

	状況	内容
II 虐待が疑われるもの	子どもが保護を求めている	家に帰ったがらない差し迫った状況がある
	繰り返されるケガや事故	理由は明らかだが改善がない、理由がはっきりしない 親をかばう発言がある
	度重なる入院、受傷、通告歴	入院や受診が頻繁である、繰り返される事故 過去に虐待が疑われる通告歴がある
	異常な食欲	給食を異常に食べる、異食がある
	慢性的な不衛生	不潔な衣服、異臭がする
	保護者への恐怖感や拒否感	恐怖感をもっている、従順すぎる 保護者の前で表情を失う
	きょうだい間の差別	衣服や食事に差がある、兄弟(姉妹)よりもさげすまれる 拒否感がある
	慢性的な不衛生	家中がゴミでいっぱいである、異臭がする
	子どもの病気の訴え	代理によるミュンヒハウゼン症候群 ^{※3} の疑いがある
	必要な支援の拒否	子どもを病気にさせる、不必要的治療を受けさせる
III 虐待という視点で気をつけるもの	子どもの安全確認の拒否	関係機関の家庭訪問を拒否する、健診を受けさせない
	嘘	家庭訪問時に子どもに会わせてくれないと
	過度の甘え	繰り返し嘘をつく、空想的な言動が多い
	非行傾向	スキンシップが激しい、年齢不相応な幼さなど
	睡眠障害、体の不調の訴え	盗み、家出、深夜徘徊、喫煙、異性交遊など
	精神状態の不安定さ	夜中に目が覚める、眠れない、原因不明の体の不調を頻繁に訴える、保健室に頻繁に訪れる
	性的な関心の高さ、性的逸脱行動	気分に波がある、落ち着きが無いなど
	近隣からの孤立	年齢不相応な性の知識や体験を告白する
	薬物依存等の問題	不特定多数との性交渉がある
	精神状態が不安定	近隣との付き合いや交流をもちたがらない、拒否する
保護者の様子	性格的な問題	保護者に薬物やアルコールなどの問題があり子どもの養育に影響している
	うつ的、育児ノイローゼ等	精神状態が不安定

※3 代理によるミュンヒハウゼン症候群：子どもの病気を創作または悪化させて献身的に看病する姿を誇示し、周囲の人間関係を操作する。

枚方市児童虐待問題連絡会議（平成25年3月第3版）参考